

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【新旧対照表】

改 正 後	現 行
障発0330第16号 平成24年3月30日	障発0330第16号 平成24年3月30日
【一部改正】 障発0329第20号 平成25年3月29日	【一部改正】 障発0329第20号 平成25年3月29日
【一部改正】 障発0930第2号 平成25年9月30日	【一部改正】 障発0930第2号 平成25年9月30日
【一部改正】 障発1226第4号 平成26年12月26日	【一部改正】 障発1226第4号 平成26年12月26日
【一部改正】 障発0331第26号 平成27年3月31日	【一部改正】 障発0331第26号 平成27年3月31日
【一部改正】 障発0330第12号 平成28年3月30日	【一部改正】 障発0330第12号 平成28年3月30日
【一部改正】 障発0331第17号 平成29年3月31日	【一部改正】 障発0331第17号 平成29年3月31日
【一部改正】 障発0330第5号 平成30年3月30日	【一部改正】 障発0330第5号 平成30年3月30日
【一部改正】 障発0327第31号 平成31年3月27日	【一部改正】 障発0327第31号 平成31年3月27日
【一部改正】 障発0330第3号 令和3年3月30日	【一部改正】 障発0330第3号 令和3年3月30日
【一部改正】 障発0331第5号 令和4年3月31日	【一部改正】 障発0331第5号 令和4年3月31日
【最終改正】 障発0802第8号	【最終改正】 障発0802第8号

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">令和4年8月2日  <u>【最終改正】こ支障第94号</u>  <u>令和6年3月29日</u></p>	<p style="text-align: right;">令和4年8月2日</p>
<p>都道府県知事  各 指定都市長 殿  児童相談所設置市長</p>	<p>都道府県知事  各 指定都市長 殿  児童相談所設置市長</p>
<p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知</p> <p>児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について</p>	<p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知</p> <p>児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について</p>
<p>児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）については、本年3月14日に公布され、同年4月1日から施行</p>	<p>児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）については、本年3月14日に公布され、同年4月1日から施行</p>

改 正 後	現 行
<p>することとされたところであるが、この実施に伴う留意事項は下記のとおりであるので、その取扱いに遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。</p> <p>なお、平成18年10月31日付け障発第1031011号当職通知「児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」は平成24年3月31日限り廃止する。ただし、平成24年3月31日以前に提供された指定施設支援に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。</p>	<p>することとされたところであるが、この実施に伴う留意事項は下記のとおりであるので、その取扱いに遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。</p> <p>なお、平成18年10月31日付け障発第1031011号当職通知「児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」は平成24年3月31日限り廃止する。ただし、平成24年3月31日以前に提供された指定施設支援に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。</p>
<p style="text-align: center;">記</p> <p>第一 届出手続の運用</p> <p>1 届出の受理</p> <p>(1) 届出書類の受取</p> <p>指定障害児通所支援事業者、<u>指定障害児入所施設若しくは指定発達支援医療機関</u>（以下「<u>指定障害児入所施設等</u>」といふ。）又は基準該当通所支援事業者（以下「<u>指定障害児通所支援事業者等</u>」といふ。）側から統一的な届出様式及び添付書類によりサービス種類ごとの一件書類の提出を受けること。ただし、同一の敷地内において複数種類の障害児通所支援事業を行う場合及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「<u>指定通所基準</u>」といふ。）第80条に規定する多機能型事業所（以下「<u>多機能型事業所</u>」といふ。）と</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>第一 届出手続の運用</p> <p>1 届出の受理</p> <p>(1) 届出書類の受取り</p> <p>指定障害児通所支援事業者、<u>指定障害児入所施設</u>又は基準該当通所支援事業者（以下「<u>指定障害児通所支援事業者等</u>」といふ。）側から統一的な届出様式及び添付書類によりサービス種類ごとの一件書類の提出を受けること。ただし、同一の敷地内において複数種類の障害児通所支援事業を行う場合及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「<u>指定通所基準</u>」といふ。）第80条に規定する多機能型事業所（以下「<u>多機能型事業所</u>」といふ。）として複数種類の障害児通所支援事業を一体的に行う場合は、一括提出も可とす</p>

改 正 後	現 行
<p><u>準又は児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号。以下「<u>指定入所基準</u>」という。）をいう。以下同じ。）の規定に基づき、通所支援計画等の作成が適切に行われていない場合に、通所報酬告示等の規定に基づき、障害児通所給付費等を減算することとしているところであるが、これは通所支援計画等に基づく適正なサービスの提供を確保するためのものであり、指定障害児通所支援事業所等は、<u>指定通所基準等</u>の通所支援計画等に係る規定を遵守しなければならないものとする。</u></p>	<p>き、通所支援計画等の作成が適切に行われていない場合に、通所報酬告示等の規定に基づき、障害児通所給付費等を減算することとしているところであるが、これは通所支援計画等に基づく適正なサービスの提供を確保するためのものであり、指定障害児通所支援事業所等は、<u>指定通所基準等</u>の通所支援計画等に係る規定を遵守しなければならないものとする。</p>
(4) 通所支援計画等未作成減算の具体的取扱い	(4) 通所支援計画等未作成減算の具体的取扱い
<p>具体的には、次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する障害児につき減算するものであること。</p>	<p>具体的には、次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する障害児につき減算するものであること。</p>
<p>(一) 児童発達支援管理責任者による指揮の下、通所支援計画等が作成されていないこと。            (二) 指定通所基準等に規定する通所支援計画等の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと。</p>	<p>(一) 児童発達支援管理責任者による指揮の下、通所支援計画等が作成されていないこと。            (二) 指定通所基準又は<u>指定入所基準</u>に規定する通所支援計画等の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと。</p>
<p>⑤ 都道府県知事は、当該規定を遵守するよう、指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。</p>	<p>⑤ 都道府県知事は、当該規定を遵守するよう、指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。</p>
<p>(8) 質の評価及び改善の内容を公表していない場合の所定単位数の算定について</p>	<p>(8) 質の評価及び改善の内容を公表していない場合の所定単位数の算定について</p>
<p>① 対象となる支援</p>	<p>① 対象となる支援</p>

改 正 後	現 行
<p>児童発達支援（旧指定医療型児童発達支援事業所及び旧指定発達支援医療機関において肢体不自由児又は重症心身障害児に対し行う児童発達支援を除く。以下この（8）において同じ。）、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援（令和7年4月1日から適用）、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援</p> <p>② 算定される単位数</p> <p>所定単位数の100分の85とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の85となるものではないことに留意すること。</p> <p>③ 質の評価及び改善の内容（以下「自己評価結果等」という。）未公表減算については、指定通所基準等の規定に基づき、おおむね1年に1回以上、自己評価及び事業所を利用する障害児の保護者による評価（保育所等訪問支援にあっては、当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価を含む。）が行われ、その結果等の公表が適切に行われていない場合に、通所報酬告示の規定に基づき、障害児通所給付費等を減算することとしているところであるが、これは従業者による評価を受けた上で、事業所が自ら評価を行うとともに、障害児及びその保護者（保育所等訪問支援にあっては訪問先施設を含む。）による評価を受け、その結果を事業運営に反映させて、常に質の改善を図るためのものであり、事業所は指定通所基準の規定を遵守しなければならないものとす</p>	<p>児童発達支援、放課後等デイサービス、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援</p> <p>② 算定される単位数</p> <p>所定単位数の100分の85とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の85となるものではないことに留意すること。</p> <p>③ 質の評価及び改善の内容（以下「自己評価結果等」という。）未公表減算については、指定通所基準等の規定に基づき、おおむね1年に1回以上、自己評価及び事業所を利用する障害児の保護者による評価が行われ、その結果等の公表が適切に行われていない場合に、通所報酬告示の規定に基づき、障害児通所給付費等を減算することとしているところであるが、これは事業所が自ら評価を行うとともに、障害児及びその保護者による評価を受け、その結果を事業運営に反映させて、常に質の改善を図るためのものであり、事業所は指定通所基準の規定を遵守しなければならないものとする。</p>

改 正 後	現 行
<p>る。</p> <p>④ 公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであることとし、その公表方法及び公表内容を都道府県に届け出ることとする。</p> <p>⑤ 当該減算については、自己評価結果等の公表が都道府県に届出がされていない場合に減算することとなる。具体的には、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算するものであること。</p> <p>⑥ 都道府県知事は、当該規定を遵守するよう、指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。</p> <p><u>(8の2) 支援プログラムの内容を公表していない場合の所定単位数の算定について</u></p> <p>① <u>対象となる支援</u>  <u>児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援</u></p> <p>② <u>算定される単位数</u>  <u>所定単位数の100分の85とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の85となるものではないことに留意すること。</u></p> <p>③ <u>支援プログラム未公表減算については、指定通所基準の規定に基づき、支援プログラム（5領域（「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」及び「人</u></p>	<p>④ 公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであることとし、その公表方法及び公表内容を都道府県に届け出ることとする。</p> <p>⑤ 当該減算については、自己評価結果等の公表が都道府県に届出がされていない場合に減算することとなる。具体的には、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算するものであること。</p> <p>⑥ 都道府県知事は、当該規定を遵守するよう、指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。</p> <p>(新設)</p>